

下仁田町応援商品券交付事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、町内の地域活性化と生活者支援に資することを目的として、町内に居住するすべての住民に対して、下仁田町内に事業所を置く商店等で期間を限定して使用できる商品券を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において「下仁田町応援商品券」(以下「商品券」という。)とは、前条の目的を達成するために、下仁田町が交付する様式第1号の文書をいう。

2 この要綱において「交付対象者」とは、令和7年2月1日現在、下仁田町住民基本台帳に記録されている住所を有するすべての住民をいう。

3 この要綱において「特定取引」とは、商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

4 この要綱において「特定事業者」とは、特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。

5 この要綱において「取次金融機関」とは、特定事業者から換金の申出のあった商品券を下仁田町に取り次ぐ金融機関をいう。

(商品券の交付等)

第3条 下仁田町は、交付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、商品券を交付する。

2 前項の規定により交付対象者に対して交付する商品券は、1万円分とする。

(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使

用することができる。

- 2 商品券の使用開始の日は令和 7 年 4 月 1 日とする。
- 3 商品券は、令和 7 年 7 月 3 1 日まで使用することができる。
- 4 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。
- 5 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 6 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは世帯を一にする者に限り使用することができる。ただし、第 2 条第 2 項の要件を満たす交付対象者が商品券の交付を受けた後に死亡した場合にあっては、世帯を一にしていた者若しくはその者の代理人であった者が、当該商品券を使用することができる。
- 7 応援商品券は、特定事業者にて販売される物品及び役務の提供を受けるために使用することができるが、以下に掲げることに使用することはできない。
 - (1) 国税、地方税、使用料等の租税公課
 - (2) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - (3) たばこ事業法（昭和 5 9 年法律第 6 8 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入（電子タバコを含む）
 - (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
 - (6) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもの
 - (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(9) その他、特定事業者が指定するもの

(10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

8 特定事業者は、前項第9号に規定する物品及び役務の提供を定める場合、店頭への掲示並びにその他の方法により、商品券の利用者が予め認識できるよう明示しなければならない。

(商品券の交付)

第5条 下仁田町は、第3条第2項の券面金額の商品券を送達により交付する。その際は、交付対象者に到着したことを明らかにできる手段によるものとする。

2 前項の結果、返戻があったときには、受取の意思に関わらず交付が完了したものとみなし、再送付は行わないこととする。ただし、交付対象者により交付の申請があったときは、当該申請者に対し次項により交付する。

3 交付対象者が商品券の交付を申請するときは、当該申請者は住所地が確認できる本人確認書類を提示するとともに、様式第2号の申請書を提出する。ただし、交付対象者に代わって代理人が商品券の交付を申請する場合は、前段に加え当該代理人に係る本人確認書類及び委任状その他の代理権を明らかにする書類を提出する。

4 交付申請の受理並びに商品券の交付は、前条第3項に規定する日と同日までできる。

(特定事業者の登録等)

第6条 下仁田町は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録する。

2 下仁田町内の商店街振興組合等は、その構成員である事業者に代わって、前項の応募をすることができる。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないことその他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 下仁田町は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第8条 下仁田町は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は、別記1に定める取次金融機関に、令和7年7月31日までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

- 3 換金の方法は、特定事業者への預金口座への振替の方法による。口座振替は、毎月2回、別の下仁田町が指定する日において、その日から起算して10日前までに取次金融機関が取次の申出を受けた商品券について行う。ただし、指定する日が取次金融機関の休業日の場合は、前営業日とする。

- 4 特定事業者は、取次金融機関に対し、令和7年8月5日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(事業の委託)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、事業の一部又は全部を委託することができる。ただし、委託先は商品券の取り扱い実績等、事業が円滑かつ確実に実施されるようその能力を十分に勘案し、選定しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、下仁田町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月13日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年6月20日から適用する。

附 則

この告示は、令和5年12月20日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年1月20日から施行する。

様式第1号

下仁田町応援商品券 小規模店舗専用券 表面



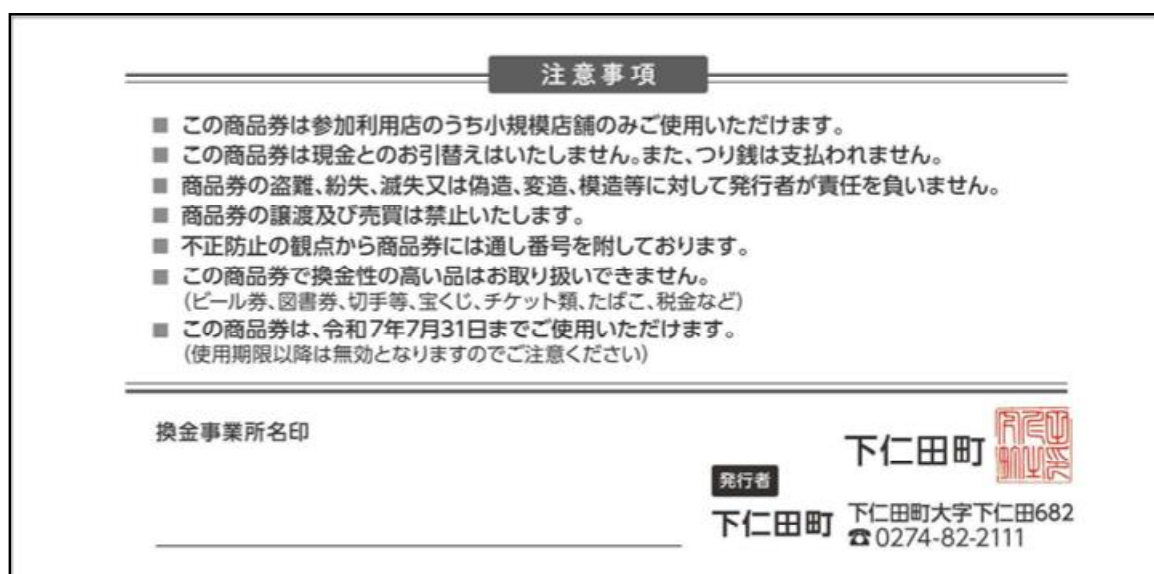
下仁田町応援商品券 小規模店舗専用券 裏面

注意事項	
■ この商品券は参加利用店の全ての店舗でご使用いただけます。 ■ この商品券は現金とのお引替えはいたしません。また、つり銭は支払われません。 ■ 商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して発行者が責任を負いません。 ■ 商品券の譲渡及び売買は禁止いたします。 ■ 不正防止の観点から商品券には通し番号を附しております。 ■ この商品券で換金性の高い品はお取り扱いできません。 (ビール券、図書券、切手等、宝くじ、チケット類、たばこ、税金など) ■ この商品券は、令和7年7月31日までご使用いただけます。 (使用期限以降は無効となりますのでご注意ください)	
換金事業所名印	発行所 下仁田町 下仁田町大字下仁田682 ☎0274-82-2111

下仁田町応援商品券 共通券 表面



下仁田町応援商品券 共通券 裏面



仕 様

- 1 券面サイズは共通して75mmH×155mmW
- 2 偽造防止加工を施す。

様式第2号

令和 年 月 日

下仁田町応援商品券交付申請書

下仁田町長 様

申 請 者

住所

氏名

対象者との関係

電話番号

下仁田町応援商品券交付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

・交付対象者は申請者と同じです ☐

・交付対象者と申請者が違うため、下記対象者※について交付してください ☐

氏 名 (生年月日)	(T・S・H・R 年 月 日生)
住 所	
受け取れなかった理由	居住地が違う ・ 入院／入居中 ・ 本人死亡のため ()
特記事項	

※令和7年2月1日現在、下仁田町住民基本台帳に登録されている住所を有する住民

役場チェック欄	免許証・保険証・マイナンバーカード・委任状・他（ ）	扱者
---------	----------------------------	----

別記 1

1 取次金融機関

群馬銀行 下仁田支店

群馬県信用組合 下仁田支店

しののめ信用金庫 下仁田支店

甘楽富岡農業協同組合 下仁田支所

2 換金と支払期日

換金締切日（1回目）	換金締切日（2回目）
令和7年4月7日	令和7年4月21日
令和7年5月7日	令和7年5月20日
令和7年6月5日	令和7年6月20日
令和7年7月7日	令和7年7月22日
令和7年8月5日	